

## 川崎市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について

選出区分	委嘱者・任命者		現委員名	
	委嘱・任命期間 平成26年6月 1日から 平成28年5月31日まで	氏名	現職	氏名
1号 (市内に設置された学校の教育職員)	やまだ かずひで		やまだ かずひで	
	山田 和秀	市立南生田小学校長	山田 和秀	川崎市立南生田小学校長
	ふじもと ゆうじ 藤本 勇二	市立犬蔵中学校長	ふじもと ゆうじ 藤本 勇二	川崎市立犬蔵中学校長
2号 (社会教育関係団体等から推薦された者)	くぼ やすこ 久保 泰子	川崎市PTA連絡協議会会計	たきざわ てるこ 滝澤 照子	川崎市PTA連絡協議会副会長
	ふくしま かよみ 福嶋 加代美	市総合文化団体連絡会会計	ほりい がくしゅう 堀井 岳洲	川崎市総合文化団体連絡会会計
3号 (市内在住の社会教育に関する経験を有する市民)	とくまる ふさこ 徳丸 芙佐子	市民委員	こが れいこ 古賀 令子	市民委員
	みぶ ようじ 壬生 洋二	市民委員	もりもと よしゆき 森本 賢幸	市民委員
	ながしま たもつ 長島 保	地域史研究家 NPO多摩川エコミュージアム監事	ながしま たもつ 長島 保	地域史研究家・NPO多摩川エコミュージアム理事
4号 (学識経験者)	おおぐし なつみ 大串 夏身	昭和女子大学 大学院生活機構研究科・人間社会学部特任教授	おおぐし なつみ 大串 夏身	昭和女子大学 大学院生活機構研究科・人間社会学部特任教授
	やまもと ひろよし 山本 宏義	日本図書館協会理事	ほりかわ てるよ 堀川 照代	青山学院女子短期大学現代教養学科教授
	わたなべ ゆきえ 渡邊 由紀江	柿生小学校・柿生分館読み聞かせボランティア	わたなべ ゆきえ 渡邊 由紀江	柿生小学校・柿生分館読み聞かせボランティア

# 関係法令（抜粋）

## ○図書館法

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ○川崎市立図書館設置条例

**第3条** 図書館法第14条第1項の規定に基づき、川崎市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## ○川崎市立図書館協議会規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、川崎市立図書館設置条例（昭和25年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づく川崎市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

**第2条** 協議会は川崎市の図書館運営について館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるものとする。

（選出区分）

**第2条の2** 条例第3条第3項の委員の選出区分は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1） 市内に設置された学校の教育職員
- （2） 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- （3） 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- （4） 学識経験者
- （5） 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者